

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年3月8日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100489号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2100025号

## 第1 結論

昭和56年4月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から同年11月まで

私の国民年金については、昭和56年4月に会社を退職した後、加入手続を行うためA市役所に行った記憶があり、保険料については、婚姻するまで母親が納付してくれた。昭和56年11月に婚姻して、B市に転居をする際に、母親から保険料納入通知書を手渡され、これからは自分で納付するように言われたので、同市役所に、その納入通知書を持参して氏の変更や保険料の納付方法を相談した記憶があるので、婚姻後の保険料については、自身で納付したはずである。国民年金保険料を納付したことが確認できる資料も提出するので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の保険料は未納とされているが、請求者は、A市が昭和56年8月12日に発行した昭和56年度の国民年金保険料納入通知書(以下「納入通知書」という。)及びB市が昭和57年5月17日に発行した昭和56年度国民年金保険料検認通知書(以下「検認通知書」という。)を提出し、請求期間の保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を行っている。

また、国民年金受付処理簿及び請求者が所持する年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月頃にA市で払い出されており、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和56年4月21日まで遡って国民年金の強制加入被保険者として、資格を取得する事務処理が行われている。その後、請求者は、婚姻により昭和56年11月\*日に任意加入被保険者に該当して、昭和57年3月9日に被保険者資格を喪失していることから、請求期間においては、継続して国民年金の被保険者であり、請求期間の保険料を納付するこ

とが可能であった。

さらに、請求者から提出された納入通知書には、第1期（4・5月分）、第2期（6・7月分）及び第3期（8・9月分）の領収日付印欄に昭和56年9月1日付で金融機関の出納印が押印された領収証書が確認できるほか、B市長印のある検認通知書の記載内容から、請求期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間に係る保険料相当額が過誤納付により還付又は充当処理された形跡は見当たらず、A市、B市及び日本年金機構は、いずれも請求者の請求期間に係る保険料が還付された記録はない旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100460 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100023 号

## 第 1 結論

昭和 41 年 11 月から昭和 44 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 16 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 11 月から昭和 44 年 7 月まで

私は、会社を退職した時に、父親から、自身の年金を請求した際に苦い失敗をしたこともあり、国民年金に加入するよう勧められた。また、婚姻前に元夫と同居していた頃、大家と集金人に国民年金に加入するよう勧められたこともあり、昭和 41 年 11 月に、当時改築工事中で A 施設に仮庁舎があった B 市 C 区役所で婚姻の手続を行った際に、元夫が国民年金の加入手続も行ってくれた。私が国民年金に加入してからは、二人分の保険料を集金人に納付していたが、一緒に納付した元夫が納付済みとされているにもかかわらず、私が未納とされていることに納得がいかないため、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された国民年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号については、国民年金受付処理簿によると、B 市 C 区において昭和 44 年 8 月に払い出され、この際に、任意加入被保険者として、昭和 44 年 8 月 27 日から国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者の被保険者資格については、昭和 60 年 3 月 27 日付けで、強制加入被保険者として、資格取得日を昭和 41 年 6 月 1 日に訂正する事務処理が行われていることから、請求者は、請求期間当時においては国民年金に未加入であったこととなる。

これに対し、請求者は、請求期間のうち、国民年金手帳の昭和 43 年度及び昭和 44 年度に係る国民年金印紙検認記録（以下、「印紙検認記録」という。）の頁を提出して、本訂正請求を行っているところ、当該印紙検認記録の頁には、請求期間のうち、昭和 43 年 4 月から昭和 45 年 3 月まで（但し、昭和 44 年 1 月の欄は切り取られている。）の保険料が現年度中に納付されたことを示す検認印が押されており、日付及び「B 市 C 区」の文字等の記載が確認できることを踏まえると、

当該印紙検認記録の頁は、検認印が押された当時に使用されていた国民年金手帳の頁とみられる。

しかしながら、当該印紙検認記録の頁は、国民年金手帳から切り取られたものである上、その記載内容を見ても国民年金手帳記号番号及び氏名等が確認できないなど、請求者本人のものと断定するまでには至らない。

また、請求者から提出された国民年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格については、上述のとおり、昭和44年8月27日から任意加入被保険者であり、この当時、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であったことから、請求者の国民年金手帳に、当該資格取得日より前の昭和43年4月から昭和44年7月までの保険料を、現年度保険料として納付したとする検認印が押されるとは通常考え難い。

さらに、当該印紙検認記録の頁は、上述の昭和44年8月に払い出された国民年金手帳記号番号以前に、請求者に対して払い出された別の国民年金手帳記号番号に係る国民年金手帳のものであった可能性も考えられるところ、オンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者に係る国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳、並びに請求者の陳述によると、請求期間当時、請求者の氏名及び住所地に変更はなかったものとみられるため、B市C区において、既に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、昭和44年8月に払い出された国民年金手帳記号番号が、請求者に対して新たに払い出される状況は考え難い。

加えて、請求者が請求期間当時居住していたB市は、請求者の国民年金の記録について記録なしと回答しているほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び請求者が請求期間後に居住したD市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間に係る保険料が納付された形跡は見当たらない。

その上、請求者は、加入手続を行ったとする元夫とは音信不通としていることから、請求期間に係る請求者の国民年金の加入手続の詳細は不明であり、当該印紙検認記録の頁は、請求期間のうち、一部の期間に係るもののみであることなども踏まえると、請求者の主張するとおりに加入手続が行われ、請求期間に係る保険料が納付されたと推認することは困難である。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100461 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100024 号

## 第 1 結論

昭和 57 年\*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 37 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年\*月から昭和 61 年 3 月まで

私は、20 歳当時、学生だったので、国民年金の加入について父親から聞いたことはなかったが、保険料の納付については、後日、未納分に係る納付書が送られてきて、父親がまとめて納付したと聞いている。請求期間について納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、母親についても当時の状況を聞ける状態ではないとしていることから、請求者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、A 市 B 区において昭和 63 年 4 月頃に払い出されたものと推認できるところ、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このことから、請求者の国民年金の加入手続は、上述のとおり昭和 63 年 4 月頃に初めて行われ、その際に、大学卒業後の昭和 61 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。したがって、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、父親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間当時は学生であった旨陳述していることから、請求期間は、国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿を確認すると、昭和61年度の納付記録は、すべて過年度保険料として記録されており、このことは上述のとおり、請求者に係る被保険者資格が、大学卒業後の強制加入対象者となった昭和61年4月1日に取得する事務処理とされていること、及び未納保険料に係る納付書が送られてきたので父親がまとめて納付した旨を聞いたと請求者が陳述していることも符号している。

その上、請求者が所持する年金手帳を確認しても、請求者の被保険者資格の取得については、「初めて上記被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」欄は、オンライン記録と同様、「昭和61年4月1日」と記載されており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡はうかがえない。

このほか、請求者が、請求期間において被保険者資格を取得し、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。